

知っておきたい保険のはなし

猫劇場

～「自転車に関する条例」のお話編～

じゅじゅ
寿寿
しっかり者の
お姉さん猫



はっば
わがまま、
気まぐれな
妹猫

知っておいたら役に立つ保険の知識。でも、難しくてよく分からない…。そんな保険のおはなしを、寿寿とはっばが分かりやすく解説します。

監修／アストのほけん



「自転車の安全で快適な利用に関する条例」って知ってるかしら？



なんか長い名前ね…それ本当の条例？



もちろん！3月8日に長野県議会で可決された正真正銘本物の条例よ。今年の10月1日からは、自転車利用者らに損害賠償保険の加入が義務付けられるの。



自転車利用者ら…？
自転車利用者以外にも、誰か義務付けられる人がいるってこと？



さっすが！いい質問ね。保険加入が義務付けられるのは

- ①自転車利用者自身
- ②未成年の保護者
- ③従業員が自転車を使う業者

この3つにあてはまる方。自転車利用者以外にも保険加入が義務付けられているから、注意が必要ね。



へえ～。子どもも自転車に乗るようになったら、即保険！と感じね。自転車を買うのと防犯登録ってセットのイメージだったけど、今後はそれに加えて、損害賠償保険もセットになってくるってわけね。



自転車販売業者は、購入者の保険加入の有無の確認が必要になってくるわよね。
会場で阿部知事が明かした考えは「自転車損害賠償保険が付帯している保険や、安価な保険について周知する」というもの。損害賠償保険っていうと、なんだか敷居が高い感じがしてしまっけれど…実際、そんなに保険料もお高いものではないからね。



そうよねえ。というか…ああ！思い出しちゃった！
一時期、自転車での加害事故がすごい話題になったわよね？
ものすごい金額の賠償命令だったの覚えてる！



そうそう…自転車に加害者となった事故が多発したの。
損害賠償命令も、1億円近いかなりの高額だったわね。
そしていずれも、加害者は未成年の学生だったわ。

- ◆小学生が62歳の女性と衝突。女性には意識が戻らない状態に。
→9,521万円の損害賠償命令（平成25年7月：神戸地裁）
- ◆高校生が24歳の男性と衝突。男性に言語機能の消失という障害が残る。
→9,266万円の損害賠償命令（平成26年6月：東京地裁）



うわあ…。そうそう、そうだった。
こんな賠償額、どうやったって自分じゃ払えないにや…。



被害者ご本人もそのご家族も、その後のことを考えると本当に辛いわね。
そして…加害者の親御さんも、ご本人も。
わさでは決してなかったらうに、その後の人生が大きく変わってしまうわよね。この2件は、加害者に保険加入があったのかどうかはわからないけれど、もし自分だったらと考えると、ぞっとしない？



ひええ…ぞっとするなんてモンじゃないにやあ…。
もおお、保険よ保険！損害賠償保険！早く保険入って!!!



ちょっとちょっと、慌てないの。個人賠償保険といって、自動車の保険・火災保険・傷害保険・共済に特約として付いている場合があるわ。まずはご自身でご加入の保険を確認してみてね。

【ご加入の損害保険をチェック！5つの注意点】

- ①個人賠償責任保険の特約の付帯はあるか
- ②賠償責任保険の対象は家族全員になっているか
- ③自転車の対人事故における賠償責任に対応しているか
- ④賠償責任保険の補償限度額は1億円以上か
- ⑤被害者との示談交渉サービスは付いているか